

(別記)

令和5年度笠間市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

当該地域は、全耕作面積に占める主食用米面積の割合が約55%で、転作作物に占める小麦、大豆、飼料作物、飼料用米の面積が多く、これら作物の担い手への集積が進んでいる。

しかしながら、主食用米の需要が減少する中で、他の作物の作付に転換を促進することで、水田面積の維持を図っていく必要がある。

笠間市における水田は、地域によっては基盤整備が遅れているため、湿田が多い。

また、中山間地域における棚田、谷津田や未整備水田では自己保全管理が多く、こういった水田は、転作作物の作付に不利な条件のため土地利用率が低い状況にある。

2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

農業者の所得向上を図るため、湿田が多い本市の地理特性を考慮し、飼料用米を中心とした作物に転換していく。

高収益作物への転換のため、常陸農業協同組合等と協議し、需要のある作物への転換を進めていく。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

土地改良実施地区においては、今後も担い手による作付けを続ける。未改良田においては、畑地化・樹園地化を進める。畜産農家による飼料作物への転換を図る。

水稻（水張り）を組み入れない作付体系が数年以上定着し、畑作物のみを生産し続けている水田がないか、今後も水稻作に活用される見込みがないか等の点検を重点的に行う。耕作者の作付意向を確認し、水稻作付の見込みがない場合は、畑地化を行う。

集落営農等による圃場の団地化を支援し、ブロックローテーションによる転作作物の作付を推進する。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

笠間市の特徴を生かしたJA独自ブランド米「かさまの粋（すい）～かさまのう米（まい）」や特別栽培米、コシヒカリ1等米の宣伝を行う。

前年の需要動向や出荷業者等の意向を勘案しつつ、米の生産を行う。

(2) 備蓄米

集荷団体と連携し、備蓄米制度の趣旨に基づき県優先枠の確保に努めるとともに、主食用米の需要動向等を注視し、県優先枠の範囲内で畑作物の導入が困難な排水不良田での作付を推進する。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

主食用米の需要減が見込まれる中、飼料用米を転作作物の中心作物に位置づける。また、飼料用米の生産拡大にあたっては、コスト低減の取組や組織的な取組を行い、

国からの産地交付金を活用した耕畜連携（わら利用）の推進を図る。

イ 米粉用米

米の需要拡大及び過剰作付解消の観点から、米粉パン等の加工食品の推進を図りながら、コスト低減の取組や組織的な取組を行い、作付の推進を図る。

ウ 新市場開拓用米

各種補助事業を活用し、農業者の組織化や輸出提携先と農業者とのマッチング支援、意欲ある農業者の収益力向上に資する設備等の導入支援を進めるとともに、物流コスト低減試験の実施等、米輸出の産地体制づくりを支援する。

エ WCS用稲

地元畜産農家との連携及び自家利用としての取組を推進する事により需要先を確保し、かつ、耕畜連携助成を活用しながら、自給粗飼料の確保のため、作付拡大を図る。併せて、コスト低減の取組を推進する。

オ 加工用米

地元JAとの系統出荷による一定の需要があることから生産量を維持する必要がある。

用途としては、冷凍米飯、米菓等があるが、複数年契約等の取組を活用しながら推進を行い、生産の拡大を図っていく。

(4) 麦、大豆、飼料作物

現在、取組のある水田においては、明渠等による排水対策に取り組みながら、二毛作、ブロックローテーション及び担い手による団地化形成の推進を継続し、現在の麦・大豆の作付面積を維持する。

また、品質や収量についても、土壌改良や排水対策の徹底、適期播種等の取組を行い、改善を目指す。

飼料作物は、地元畜産農家との連携及び自家利用としての取組を推進することにより需要先を確保し、二毛作を推進し、飼料自給率向上につながる取組として作付拡大を図る。

(5) そば、なたね

地域の実需者との契約に基づき、現行の栽培面積を維持・拡大のため、湿害対策や栽培技術の高位平準化を推進し、品質の向上・作付拡大を図り、所得の向上による経営安定を目指す。また、食料自給率向上のため、二毛作の取組を支援する。

(6) 地力増進作物

有機栽培や高収益作物等への転換に向けた土づくりの取組を推進するため、地力増進作物の作付拡大を図る。

対象作物は、次のとおりとする。

科名	作物名
イネ科	エンバク、ライムギ、ライコムギ、コムギ、イタリアンライグラス、ソルガム（ソルゴー）、スーダングラス、トウモロコシ、ギニアグラス、ヒエ
マメ科	ヘアリーベッチ、レンゲ、クリームソクローバ、アカクローバ、クロタラリア、セสบニア、エビスグサ

キク科	ヒマワリ、マリーゴールド
アブラナ科	シロガラシ、ナタネ、カラシナ（チャガラシ）
ハゼリソウ科	ハゼリソウ

(7) 高収益作物

ア 野菜

「きゅうり」、「トマト」、「なす」、「いちご」、「アスパラガス」、「ねぎ」、「大根」、「未成熟とうもろこし」、「きのこ類」、「その他野菜」を振興品目として推進し、作付拡大を図る。

イ 花き、花木

「菊（小菊を含む）」、「その他花き・花木」を振興品目として推進し、土地利用集積により作付拡大を図る。地域の実需者との契約に基づき、現行の栽培面積を維持する。

県内有数の産地であり、笠間市の花である「菊」と、県の銘柄産地に指定されている「小菊」の品質向上に取り組む。

ウ 果樹

「いちじく」、「うめ」、「かき」、「梨」、「ぶどう」、「ゆず」、「りんご」、「栗」、「その他果樹」を振興品目として推進し、作付拡大を図る。

エ 雑穀

「雑穀（ごまを含む）」、「その他雑穀」を振興品目として推進し、作付拡大を図る。

オ 豆類

「小豆」、「落花生」、「いんげん」、「その他豆類」を振興品目として推進し、作付拡大を図る。

カ 加工用青刈り稲、茶、たばこ

「加工用青刈り稲」、「茶」、「たばこ」を振興品目として推進し、作付拡大を図る。

キ 湛水性野菜

「れんこん」、「せり」、「ウコン」、「クレソン」、「その他湛水性野菜」を振興品目として推進し、作付拡大を図る。

ク 芝

「芝」を振興品目として推進し、作付拡大を図る。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和5年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	1495.3		1462.6		1462.6	
備蓄米	6.0	0.0	5.7	0.0	5.7	0.0
飼料用米	359.5	0.0	312.8	0.0	312.8	0.0
米粉用米	2.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
新市場開拓用米	5.8	0.0	8.9	0.0	8.9	0.0
WCS用稲	29.4	0.0	29.9	0.0	29.9	0.0
加工用米	0.3	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0
麦	100.6	0.0	121.5	0.0	121.5	0.0
大豆	101.4	99.2	130.5	116.6	130.5	116.6
飼料作物	51.0	7.0	48.5	5.8	48.5	5.8
・子実用とうもろこし	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
そば	11.2	1.3	12.1	1.1	12.1	1.1
なたね	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
地力増進作物	0.7	0.0	0.5	0.0	0.5	0.0
高収益作物	113.1	2.2	110.9	2.2	110.9	2.2
・野菜	44.1	2.2	44.0	2.2	44.0	2.2
・花き・花木	18.3	0.0	18.6	0.0	18.6	0.0
・果樹	49.6	0.0	46.9	0.0	46.9	0.0
・その他の高収益作物	1.1	0.0	1.4	0.0	1.4	0.0
その他	1.2	0.0	1.2	0.0	1.2	0.0
・景観形成作物	1.2	0.0	1.2	0.0	1.2	0.0
畑地化	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	用途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	麦 ※基幹作のみ	担い手による団地化形成加算（麦）	・ 作付面積に対する取組割合（％）	（令和4年度）97.8%	（令和5年度）100.0%
2	大豆 ※基幹作のみ	担い手による団地化形成加算（大豆）	・ 作付面積に対する取組割合（％）	（令和4年度）1.5%	（令和5年度）2.0%
3	飼料用米生産ほ場の稲わら及びわら専用稲（わら利用の取組）、WCS用稲（資源循環の取組）、飼料作物（資源循環の取組及び水田放牧）※基幹作のみ	耕畜連携助成	・ 農地の高度利用面積（ha）	（令和4年度）36.1ha	（令和5年度）40.0ha
4	麦、大豆、飼料作物、そば ※二毛作のみ	二毛作助成	・ 二毛作の導入面積（ha）	（令和4年度）107.6ha	（令和5年度）108.0ha
5	花き（キク（小菊含む））	地域振興作物土地利用集積加算	・ 花き（キク（小菊含む））の土地利用集積面積（ha）	（令和4年度）6.0ha	（令和5年度）6.1ha
6	地域振興作物（別添2のとおり） ※基幹作のみ	地域振興作物助成	・ 地域振興作物取組面積（ha）	（令和4年度）44.5ha	（令和5年度）45.0ha
7	飼料用米、WCS用稲、米粉用米 ※基幹作のみ	新規需要米生産性向上等の取組助成	・ 飼料用米、WCS用稲、米粉用米の取組面積（ha） ・ 飼料用米の多収品種導入割合（％）	（令和4年度）359.5ha 29.2%	（令和5年度）312.8ha 30.0%

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:茨城県

協議会名:笠間市農業再生協議会

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	担い手による団地化形成加算(麦)	1	5,200	麦	団地化(4ha以上の面積集積)を形成している事、団地化された農地において、対象作物を1ha以上生産している事等。
2	担い手による団地化形成加算(大豆)	1	1,500	大豆	団地化(4ha以上の面積集積)を形成している事、団地化された農地において、対象作物を1ha以上生産している事等。
3	耕畜連携助成	3	10,000	飼料用米生産ほ場の稲わら及びわら専用稲、飼料作物、WCS用稲	別添1「取組条件の詳細(耕畜連携)」及び別添3「取組条件の詳細(新規需要米)」のとおり。
4	二毛作助成	2	10,000	麦、大豆、飼料作物、そば	①対象作物と主食用米、②対象作物と対象作物、の取組による組み合わせの二毛作。
5	地域振興作物土地利用集積加算	1	5,200	花き(キク(小菊含む))	土地利用集積(1ha以上の面積集積)を実施しており、土地利用集積された農地において、対象作物を1ha以上生産している事等。
6-1	地域振興作物助成(豆類)	1	11,000	地域振興作物(豆類)	別添2「地域振興作物」に定める助成対象作物を収穫し、販売を行うこと等。
6-2	地域振興作物助成(果樹、加工用青刈り稲・茶・たばこ)	1	7,500	地域振興作物(果樹、加工用青刈り稲、茶、たばこ)	別添2「地域振興作物」に定める助成対象作物を収穫し、販売を行うこと等。
6-3	地域振興作物助成(野菜)	1	7,500	地域振興作物(野菜)	別添2「地域振興作物」に定める助成対象作物を収穫し、販売を行うこと等。
6-4	地域振興作物助成(花き・花木、芝、雑穀)	1	6,000	地域振興作物(花き・花木、芝、雑穀)	別添2「地域振興作物」に定める助成対象作物を収穫し、販売を行うこと等。
6-5	地域振興作物助成(湛水性野菜)	1	4,000	地域振興作物(湛水性野菜)	別添2「地域振興作物」に定める助成対象作物を収穫し、販売を行うこと等。
7	新規需要米生産性向上等の取組助成	1	500	飼料用米、WCS用稲、米粉用米	別添3「取組条件の詳細(新規需要米)」のとおり。

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができます。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的な要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

別添1(耕畜連携)

耕畜連携(わら利用の取組・資源循環の取組・水田放牧の取組)に係る取組条件の詳細について

本事業の交付対象となる取組は以下のとおりとします。なお、同一の水田において複数の取組を行う場合においては、いずれか一つの取組を選択するものとします。

取組内容	取組要件	確認資料等
1. わら利用の取組(飼料用米生産ほ場の稲わら利用及びわら専用稲の生産の取組)	<p>利用供給協定または自家利用供給計画に基づき実施する飼料用米生産ほ場の稲わら利用及びわら専用稲の生産の取組であり、次に掲げる事項の全てを満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携の相手方となる者との間に、利用供給協定を締結(自家利用の場合には自家利用計画を策定)すること。 ・対象農地であることについては、当年産において、飼料用米及びわら専用稲の作付が行われる水田であること。 ・取組要件については、そのわらが確実に飼料として利用され、かつ、その子実が飼料又は飼料の種苗として利用される稲の作付けであること。 <p>また、刈取り時期が出穂期以降で利用供給協定書又は自家利用供給計画書に定める時期としていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用供給協定書または自家利用供給計画書 ・出荷販売伝票または給餌日誌
2. 資源循環(WCS用稲、飼料作物生産水田への堆肥散布の取組)	<p>水田で生産されたWCS用稲、飼料作物の供給を受けた家畜の排せつ物から生産された堆肥をWCS用稲、飼料作物を作付けする又は作付けした水田に施肥する取組であって、次に掲げる事項の全てを満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携の相手方となる者との間に、利用供給協定を締結(自家利用の場合には自家利用計画を策定)すること。 ・当該年度における堆肥の散布の取組であること。 ・散布される堆肥が、利用供給協定に基づき水田で生産されたWCS用稲、飼料作物の供給を受ける家畜の排せつ物から生産されたものであること。 ・堆肥を散布する者は、水田で生産されたWCS用稲、飼料作物の供給を受けた家畜の所有者又はその者の委託を受けた者(WCS用稲、飼料作物への堆肥散布の取組の交付対象者を除きます。)であること。 ・同一年度において他に水田への堆肥散布の取組による助成を受けない水田であること。 <p>(注)WCS用稲、飼料作物については、食用に供される畜産物を生産するために飼養される牛、馬、めん羊、山羊に供される場合に限る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用供給協定書 ・出荷販売伝票(粗飼料作物等) ・堆肥散布日誌 ・耕種農家以外への堆肥散布委託契約書(※第三者へ委託する場合のみ。ただし、利用供給協定書に記載があれば不要)
3. 水田放牧(飼料作物生産水田における牛の放牧の取組)	<p>利用供給協定または自家利用供給計画に基づき実施する飼料作物の作付水田における牛の放牧の取組であり、次に掲げる事項の全てを満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携の相手方となる者との間に、利用供給協定を締結(自家利用の場合には自家利用計画を策定)すること。 ・当該年度における放牧の取組であること。 ・1ha当たりの放牧頭数が成牛換算で2頭以上であること。なお、成牛換算においては、育成牛2頭あたり成牛1頭とします。 ・対象牛は、おおむね24か月齢以上の成牛又は8か月齢以上の育成牛であること。 ・地域における適正な放牧密度により放牧が実施されるものであり、かつ、1ha当たり延べ放牧頭数が180頭日以上であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用供給協定書または自家利用供給計画書 ・出荷販売伝票(畜産農家等牛)または農作業日誌(自家牛) ・放牧頭数、放牧期間等が把握できる日誌

※利用供給協定に含まれるべき事項

各取組における利用供給協定書または自家利用供給計画書については、実施する取組の種類に応じて、次の事項を記載する。

1. わら利用(わら専用稲の生産及び飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取組)

(1)取組の内容 (2)わらを生産する者 (3)わらを収集する者 (4)わらを利用する者 (5)ほ場の場所及び面積 (6)刈取り時期 (7)利用供給協定締結期間 (8)わら取引の条件(作業分担及び品代・経費の負担) (9)その他必要な事項

2. 資源循環(飼料生産水田へのたい肥散布の取組)

(1)取組の内容 (2)供給される飼料作物の種類 (3)飼料作物を生産する者 (4)堆肥を散布する者 (5)ほ場の場所及び面積 (6)刈取り時期 (7)堆肥の散布時期及び量 (8)利用供給協定締結期間 (9)堆肥散布の条件(作業分担及び品代・経費の負担) (10)その他必要な事項

3. 水田放牧(水田における牛の放牧の取組)

別添2(地域振興作物)

地域振興作物(高収益作物)の助成対象作物及び助成単価

※同一ほ場で、同一年度内に同一作物を複数回栽培した場合は、基幹作として整理した1回のみを本助成の対象と

※同一ほ場で、同一年度内に複数の作物を栽培した場合は、基幹作として整理したひとつの作物のみを本助成の対

※助成対象作物は、令和5年産(令和5年4月1日～令和6年3月31日までに収穫した作物)とする。

ただし、生育期間に該当する作物である場合等、※印が記載されている作物については、要件を満たすことにより本助成の対象とする。

○野菜 (7,500 円/10a) 整理番号6-3

きゅうり、トマト、なす、いちご、アスパラガス、ねぎ、大根、未成熟とうもろこし、きのこ類、その他野菜

○花き・花木 (6,000 円/10a) 整理番号6-4

キク(小菊含む)、その他花き・花木

○果樹 (7,500 円/10a) 整理番号6-2

日本なし、うめ、りんご、もも、柿、いちじく、キウイフルーツ、栗、ブルーベリー、ぶどう、ゆず、その他果樹

※2023年度が生育期間に当たる場合には、次年度以降に販売を行うことを目的に適切な肥培管理等を行うことを条件とする。なお、助成対象期間については、生育期間の開始年度を含めて連続4年間までとする。注:生育期間の開始年度とは、新植・改植・品種の一挙更新を目的とした接ぎ木をした年度をいう。

○雑穀 (6,000 円/10a) 整理番号6-4

雑穀(ごま含む)、その他雑穀

○豆類 (11,000 円/10a) 整理番号6-1

小豆、落花生、インゲン、その他豆類

○加工用青刈り稲・茶・たばこ (7,500 円/10a) 整理番号6-2

※加工用青刈り稲は、新規需要米取組計画の認定を受けていることを条件とする。

○湛水性野菜 (4,000 円/10a) 整理番号6-5

れんこん、せり、クレソン、その他湛水性野菜

○芝 (6,000 円/10a) 整理番号6-4

別添3(新規需要米)

飼料用米・WCS用稲の生産性向上等の取組に係る取組条件の詳細について

- 経営所得安定対策等実施要綱の要件を満たすものを助成対象とする。
- 取組を行った確認は、以下の確認書類等によるほか、必要に応じて適宜各地域農業再生協議会において、客観的に確認できる方法で確認する。
- 取組の具体的内容は、全ての交付申請者が取り組むものとする。
- 助成対象となるのは、具体的な取組を行って作付けを行ったほ場のみとする。
- 米粉用米・飼料用米・WCS用稲・新市場開拓用米の生産性向上等の取組として、次のうちいずれか1つに取組めば加算の対象とする。

取組条件		具体的内容	確認書類等	
WCS用稲専用品種の導入 (WCS用稲として取り組む場合のみ)		【稲発酵粗飼料生産・給与マニュアル掲載品種】 うしゆたか、クサホナミ、タチアオバ、たちあやか、たちじょうぶ、たちすずか、たちはやて、べこあおば、べこごのみ、ホシアオバ、ミナミユタカ、モグモグあおば、モミロマン、リーフスター、ルリアオバ、夢あおば、つきすずか、つきことか、きたげんき、つきはやか、つきあやか	・購入伝票 ・自家用種子の場合は、様式第4-1号等 _新規需要米取組計画書	
コスト低減の取組	温湯種子消毒	・水稲種子の温湯種子消毒(60℃・10分等)を行う。 ・温湯種子消毒した種子を購入し使用する。 ・温湯種子消毒した種子を使用した苗を購入し使用する。	・作業日誌 ・温湯種子・苗を購入した場合は、購入伝票	
	施肥の低コスト化	堆肥施用	・堆肥を投入し、堆肥から供給される肥料成分を勘案した施肥設計を行うことで、化学肥料の施用量を低減する。 ※堆肥:排泄物などに植物性の副資材を混合し、堆積発酵させたもの・乾燥鶏ふん・乾燥牛糞・乾燥豚ふん等。 ただし、地力増進法において土壌改良資材には含まれず肥料に分類されている骨粉、魚カス、ダイズカス、ナタネカス等は含まない。	・作業日誌 ・購入伝票
		側条施肥	・田植作業と同時に稲の株元に集中的に肥料を施用する技術。	・作業日誌 ・作業写真
		育苗箱全量施肥	・水稲の育苗箱内に、本田期間中の肥料をあらかじめ施用する技術。	・作業日誌 ・購入伝票
		低成分肥料施肥	・土壌診断に基づく低成分肥料(窒素成分よりもリン成分及びカリ成分の低い肥料)の利用技術。	・作業日誌 ・診断結果 ・購入伝票
		流し込み施肥	・追肥として、肥料をかんがい水と一緒に流し込む技術	・作業日誌 ・購入伝票
	疎植栽培	・50株/坪以下(株間22cm以上)で田植えること。	・作業日誌 ・栽培写真	
	立毛乾燥	・通常の刈取時期に刈り取らず、立毛状態のまま自然に乾燥させる取組。 ・乾燥期間の目安は、成熟期から1週間以上。 ※成熟期の目安(例) あきたこまち:出穂後30~35日、コシヒカリ:出穂後35~40日	・作業日誌	
	不耕起田植技術	・耕起、代かきをしないでディスクで作溝しながら移植する。	・作業日誌 ・作業写真	
	フレコン出荷(自家利用でのフレコン管理含む。)	・紙袋でなく計量器を伴う大容量によるフレコン出荷を行うこと。 ・または、自家利用での作業の効率化のためフレコンでの管理を行うこと。	・作業日誌 ・出荷伝票	
連坦化	・概ね2ha以上の連坦団地で対象作物(いずれか1つ)の作付けを行うこと。	・作業日誌 ・圃場位置図		
共同乾燥調製施設(CE・RC)の活用	・共同乾燥調製施設の活用により、品質の均一性及び作業の効率化が図られること。	・使用料明細		
組織的な取組	集落営農	・代表者等を定めた規約を作成し、対象作物について共同販売経理を行っていること。	・規約(写) ・通帳(写)	
	生産組合	・農業用施設及び機械の共同利用により作業の効率化を行っている販売権を有した組合員。	・規約(写) ・組合員名簿	
人・農地プランに掲げられた担い手(農地を集積していること)	・各地域における農業の担い手であること。 ただし、農地を集積していること。	・人・農地プラン ・営農計画書		